

諸経費について

保育料

幼児教育・保育の無償化の実施により、1号、2号はすべて無償化の対象です。別紙参照

給食費

1号認定・・・ 5,500円/月額（8月は除く）（主食1500円＋副食4000円）

※木曜日はお弁当を持参

2号認定・・・ 6,000円/月額（月～土）（主食1700円＋副食4300円）

※欠席した場合も上記の金額は変わりません（あらかじめ数回の欠席分を見込んで算出しています）。

預かり保育代・延長保育代

1号認定

預かり時間/14:30～17:00

午前保育の日の預かり保育/11:30～17:00

料金/一回400円（おやつ含む）

料金/一回500円（おやつ含む）

※前日までに書面にてお申し込みください。

2号認定

延長保育時間

料金

保育短時間/ 7:30～8:00 一回200円

16:00～19:00 一回400円

保育標準時間/ 18:30～19:00 一回200円

※すべて前月15日までに指定の書面にてお申し込みください。

※19時を過ぎた場合は遅延料金として500円をお支払いいただきます。

入園決定後に納入していただく費用

教育充実費 一括納入・・・50,000円/3年分

※途中入園の場合 8月まで：20,000円 9月から：10,000円

※納入後の返金はできませんのでご了承ください

制服・カバン・体操服 約44,000円（購入枚数によって変わります）

教材費 約12,000円

施設設備費 2,000円/月額

バス協力費(利用者のみ)

往復 3,500円/月額

片道 2,000円/月額

バスは1号認定の登園日のみ運行します。

2号認定は登降園の時間とバスの時刻が合えば利用可能です。

利用申し込みや利用停止するときは前月20日までに申し出てください。

金額は2020年度現在のものです。変更することがありますのでご了承ください。

令和2年度保育料 広島市・保護者負担額

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳以上児の保育料を無償化しています。

ただし、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代・おやつ代等）は無償化の対象外ですので、引き続き保護者の皆様に負担していただくことになります。

これに加え、延長保育料・保育短時間認定に係る時間外保育料も無償化の対象外です。

3歳未満児の保育料については、幼児教育・保育の無償化による影響はありません。

令和2年度保育料は次のとおりです。

(単位：円)

階層区分		保育料月額				
		3歳未満児（3号認定及び2号認定の一部（※4参照）） 平成29年4月2日以降にお生まれのお子さん		3歳以上児（2号認定） 平成29年4月1日以前にお生まれのお子さん		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0			
C1	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割額のみ又は 所得割合算額が39,600円未満	7,200		7,050	
C2		所得割合算額 39,600円以上44,100円未満	8,000		7,850	
C3		44,100円以上48,600円未満	9,200		9,000	
C4		48,600円以上54,000円未満	10,700		10,500	
C5		54,000円以上59,000円未満	12,200		11,950	
C6		59,000円以上64,000円未満	14,250		14,000	
C7		64,000円以上79,000円未満	18,750		18,400	
C8		79,000円以上97,000円未満	23,850		23,400	
C9		97,000円以上114,000円未満	29,750		29,200	
C10		114,000円以上133,000円未満	35,800		35,150	
C11		133,000円以上151,000円未満	41,600		40,850	
C12		151,000円以上169,000円未満	44,500		43,700	
C13		169,000円以上205,000円未満	49,800		48,950	
C14		205,000円以上256,000円未満	52,450		51,550	
C15		256,000円以上301,000円未満	55,450		54,500	
C16		301,000円以上397,000円未満	57,250	56,250		
C17		397,000円以上	62,400	61,300		

認定区分	対象	該当施設
2号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳以上児	保育園、認定こども園
3号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳未満児	保育園、認定こども園、地域型保育事業所 （事業所内保育事業所の従業員枠は除く。）

※ 標準時間とは1日の保育利用可能時間が最長11時間、短時間とは最長8時間の認定区分の方を示します。